

糸島市高齢者保健福祉計画・
第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)
概要版

令和6年3月

糸 島 市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、令和3年10月時点において、65歳以上の人口は3,600万人を超えており、国民の約3人に1人が高齢者となっています。また、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口はピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予測されています。

このような状況を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく健やかに暮らせる安心・安全なまちづくりを推進していく必要があります。

本市では、平成30年3月に「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の機能強化や介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に取り組み、地域包括ケアシステムの推進を図りました。令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期計画においては、多様化・複雑化する課題に対応できる支援体制の構築を図るため、重層的支援体制*整備事業を開始しました。

※重層的支援体制：地域住民の複合・複雑化したニーズ対応するため、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の相談支援に係る機関が連携し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援体制

2 計画の法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画、及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定したものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。本計画期間中にあたる令和7（2025）年、さらにはその先の令和22（2040）年を見据えた計画を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

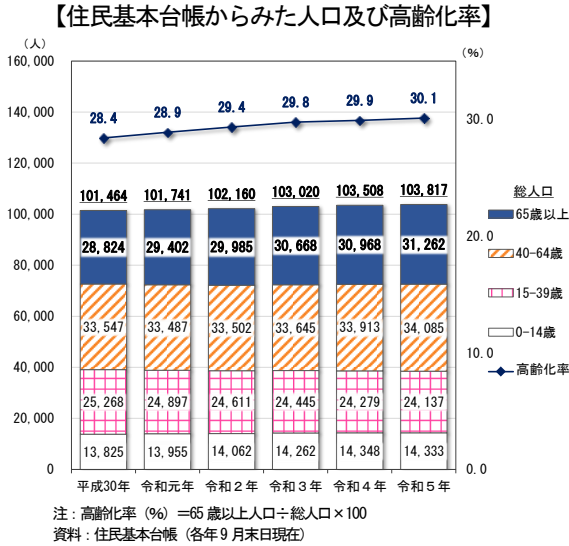


第2章 本市の高齢者を取り巻く現状

◆ 人口構造の推移

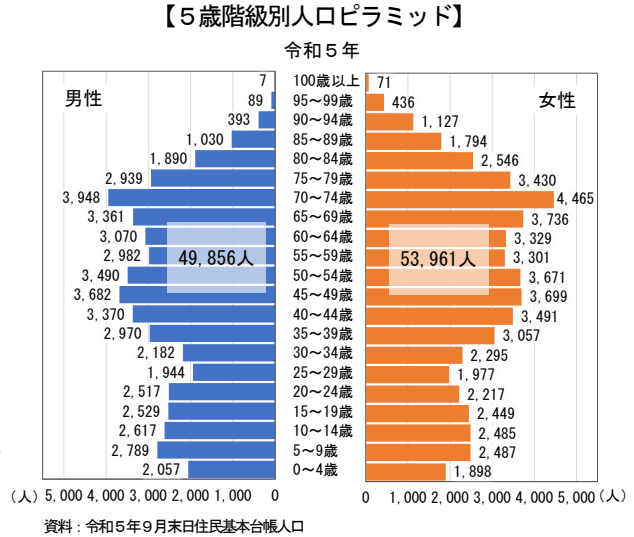
平成30年から令和5年までの住民基本台帳人口をみると、本市の総人口は緩やかに増加しています。

年齢階層別にみると、65歳以上では、平成30年から令和5年までの間に2,438人増加しており、高齢化率も緩やかに増加しています。



◆ 人口ピラミッド

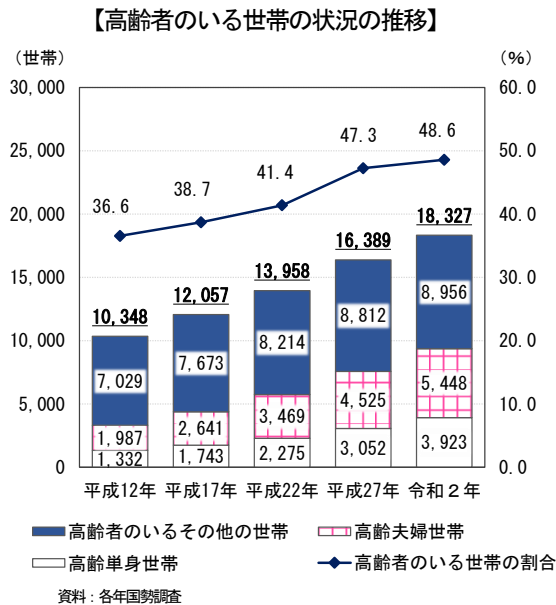
令和5年9月末日現在の住民基本台帳人口に基づく5歳階級別人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代の高齢化が進み、70~74歳の人口が男女ともに最も多くなっています。



◆ 高齢者のいる世帯

本市の高齢者のいる世帯は、平成12年以降増加傾向にあり、令和2年の高齢者のいる世帯は、一般世帯（総世帯から施設等の世帯を除いたもの）の48.6%を占めています。

平成12年以降の推移をみると、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の増加が続いており、高齢者のみの世帯が著しく増えていることがわかります。



◆ 日常生活圏域別の状況

本市では、おおむね中学校区を単位として、5つの日常生活圏域を設定しています。

65歳以上の高齢者人口が最も多いのは前原東圏域(8,262人)、次いで前原西圏域(7,687人)の順となっています。一方、高齢化率は、二丈圏域が38.0%で最も高く、次いで志摩圏域(35.0%)の順となっています。

【日常生活圏域別にみた高齢者人口及び高齢化率】

圏域	小学校区	総人口 (人)	前期高齢者 (65~74歳) (人)	後期高齢者 (75歳以上) (人)	高齢者数 (65歳以上) (人)	高齢化率 (%)
前原東	波多江	12,554	1,648	1,790	3,438	27.4
	東風	9,618	1,047	1,001	2,048	21.3
	怡土	6,933	1,416	1,360	2,776	40.0
	計	29,105	4,111	4,151	8,262	28.4
前原西	前原	12,265	1,655	1,494	3,149	25.7
	南風	8,519	942	975	1,917	22.5
	加布里	7,469	1,279	1,342	2,621	35.1
	計	28,253	3,876	3,811	7,687	27.2
前原	前原南	11,146	1,323	1,365	2,688	24.1
	長糸	1,899	377	346	723	38.1
	雷山	3,985	614	613	1,227	30.8
	計	17,030	2,314	2,324	4,638	27.2
二丈	一貴山	3,502	669	698	1,367	39.0
	深江	5,403	992	1,002	1,994	36.9
	福吉	3,898	708	794	1,502	38.5
	計	12,803	2,369	2,494	4,863	38.0
志摩	可也	9,328	1,481	1,423	2,904	31.1
	桜野	2,342	444	458	902	38.5
	引津	4,956	915	1,091	2,006	40.5
	計	16,626	2,840	2,972	5,812	35.0
総計		103,817	15,510	15,752	31,262	30.1

資料：住民基本台帳人口 (令和5年9月末日現在)

第4章 計画の基本構想

1 計画の基本理念

第9期計画においては、地域共生社会の実現に向けた基盤整備として、包括センターの総合相談支援機能の強化を図るとともに、多様な主体による介護予防や生活支援を促進するため、総合事業を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

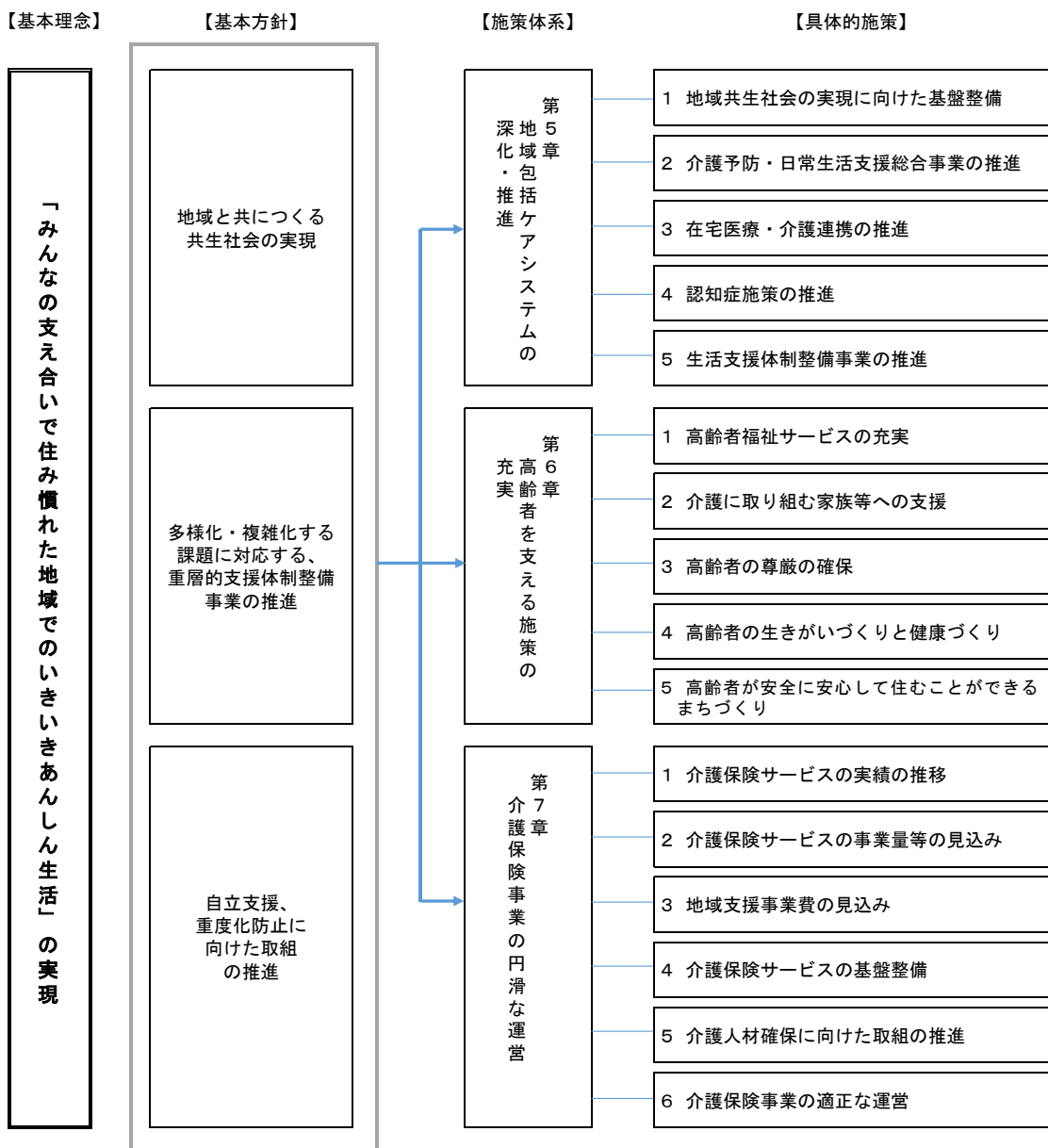
また、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図る取組を進めます。

基本理念は第8期計画と同じく

「みんなの支え合いで住み慣れた地域での
いきいきあんしん生活」の実現

とします。

2 施策の体系



3 重点施策

① 地域包括支援センターの機能強化
② 重層的支援体制整備事業の強化
③ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
④ 認知症施策の推進
⑤ サービス基盤の整備及び介護人材確保に係る取組の推進

4 達成すべき指標

(1) 基本方針に係る指標【成果指標】

項目	現状 (R4年度実績)	令和8年度目標
① 地域と共につくる共生社会の実現		
家庭や地域が手を差し伸べ、支え合っていると思う市民の割合 (市民満足度調査)	37.7%	50%
60歳以上で、生きがいを持って生活している市民の割合 (市民満足度調査)	55.3%	68%
② 多様化・複雑化する課題に対応する、重層的支援体制整備事業の推進		
複合的課題を有する人の相談終結率	27.2%	80%
③ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進		
健康づくりの環境が充実していると思う市民の割合 (市民満足度調査)	45.7%	51%
要介護認定率	14.9%	15.5%以下

(2) 重点施策の進捗状況の評価に係る指標【活動指標】

項目	現状 (R4年度実績)	令和8年度目標
① 地域包括支援センターの機能強化		
地域包括支援センターの認知度 (日常生活圏域ニーズ調査)	51.2%	58%
成年後見制度利用支援事業利用者数 (高齢・障がい分野)	9件	18件
要支援者から事業対象者又は自立になった件数	119件	150件
② 重層的支援体制整備事業の強化		
地域包括支援センターへの他機関・他職種からの相談件数	15,034件	17,600件
地域ささえあい会議で創出された事業数	6事業	15事業
③ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進		
訪問・通所型サービス事業(A・B・C)の利用者数	829人	935人
「ふれあい生きいきサロン」など高齢者の通いの場の数	130か所	164か所
④ 認知症施策の推進		
認知症サポーター養成数 (H27年度からの累計)	10,220人	14,000人
認知症地域支援推進員※が、校区社協等団体と連携して実施した事業数	0事業	15事業
認知症カフェ設置数	8か所	12か所
⑤ サービスの基盤整備及び介護人材の確保に係る取組の推進		
看護小規模多機能型居宅介護事業所※の整備	0か所	1か所
介護職員資格取得等支援事業の補助金交付件数	未実施	24件
介護人材確保に向けた事業の実施	未実施	実施

※認知症地域支援推進員：認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ人

※看護小規模多機能型居宅介護事業所：通い、泊まり、訪問介護、訪問看護を組み合わせた複合サービスのこと

第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域共生社会の実現に向けた基盤整備

- (1) 地域包括支援センターの適正な運営
 - ・基幹型地域包括支援センターを中心とした運営
 - ・地域包括支援センターが総合相談支援機能を果たすための環境整備
 - ・事業評価を通じた検証・機能強化
- (2) 自立支援型ケアマネジメントの推進
- (3) 重層的支援体制整備事業による他分野との連携促進
- (4) 保険者機能の強化

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- (1) 効果的・効率的な介護予防事業の推進
 - ①介護予防把握事業
 - ②介護予防普及啓発事業
 - ③地域介護予防活動支援事業
 - ④地域リハビリテーション活動支援事業
- (2) 地域資源を活用した多様な介護予防・生活支援サービス事業の提供
 - ①訪問型サービス
 - ②通所型サービス
 - ③事業者の指定及び指導・監督
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施

3 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 現状分析・課題抽出及び対応策の検討
 - ①地域の医療・介護資源や市民ニーズの把握
 - ②課題の抽出
 - ③関係者間の課題の共有・対応策の検討
 - ④切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- (2) 課題に応じた対応策の実施
 - ①市民への普及啓発
 - ②在宅医療・介護関係者に関する相談支援
 - ③医療・介護関係者の研修
- (3) 事業評価及び評価結果の活用

4 認知症施策の推進

- (1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ①認知症に関する普及啓発活動
 - ②認知症ケアパスの普及
 - ③認知症サポーター養成講座
 - ④認知症キャラバンメイトの育成と活動の支援
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
 - ①相談・支援体制の整備
各地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置
 - ②認知症初期集中支援事業の体制強化
 - ③認知症サポート医を中心とした医療連携の体制整備
- (3) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの提供推進
 - ①地域が主体的に行う取組の推進
 - ②認知症カフェ事業の周知・推進
 - ③チームオレンジ設置に向けた支援
- (4) 認知症の人やその家族の視点を重視した支援
 - ①交流の場への参加支援
 - ②認知症の人同士が話し合う場の設置

5 生活支援体制整備事業の推進

- (1) 地域課題を共有する地域ささえあい会議への支援
- (2) 地域を支援する生活支援コーディネーターの活動強化
- (3) 地域課題に応じた取組に対する支援
 - ①地域ささえあいサポーター養成講座
 - ②シニアマッチングサービス事業との連携
 - ③コミュニティセンター等との連携による事業の推進
- (4) 生活支援体制整備推進協議会による事業評価

第6章 高齢者を支える施策の充実

1 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者を見守り、暮らしを支えるサービスの提供

【主な事業】

- ・高齢者見守り事業
- ・緊急通報装置貸与事業
- ・糸島市高齢者SOSシステム
- ・配食サービス事業
- ・軽度生活援助事業
- ・高齢者等住宅改造助成事業

(2) その他の事業

【主な事業】

- ・敬老金支給事業

2 介護に取り組む家族等への支援

【主な事業】

- ・介護用品給付サービス事業
- ・移送サービス事業
- ・緊急ショートステイ事業
- ・家庭介護者向け研修会

3 高齢者の尊厳の確保

(1) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の周知
- ・多様な機関が連携し、成年後見制度を推進する体制の整備
- ・市民後見人の育成及び活躍の場の創出

(2) 高齢者虐待防止対策等の推進

- ① 高齢者虐待に関する普及啓発
- ② 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- ③ 高齢者虐待相談等窓口の周知
- ④ 通報（努力）義務の周知
- ⑤ 専門的人材の確保

4 高齢者の生きがいづくりと健康づくり

(1) 健康づくりの推進

【主な事業】

- ・健康管理体制の充実
- ・フレイル予防に関する知識の普及と保健指導の充実
- ・市民自らが健康づくりを実践できる環境づくり
- ・口腔保健の充実

(2) 生涯学習・スポーツの普及啓発

【主な事業】

- ・生涯学習情報誌の発行
- ・スポーツチャレンジ事業

(3) 健康福祉施設等の有効利用

(4) シニアクラブ活動の推進

(5) ボランティア活動の推進

(6) 就労支援

5 高齢者が安全に安心して住むことができるまちづくり

(1) 住まいを確保することが困難な高齢者への支援

(2) 居宅で養護を受けることが困難な高齢者への支援

(3) 消費者被害の防止

(4) 交通・移動手段の確保と交通事故防止に向けた取組

(5) 災害時の要配慮者対策

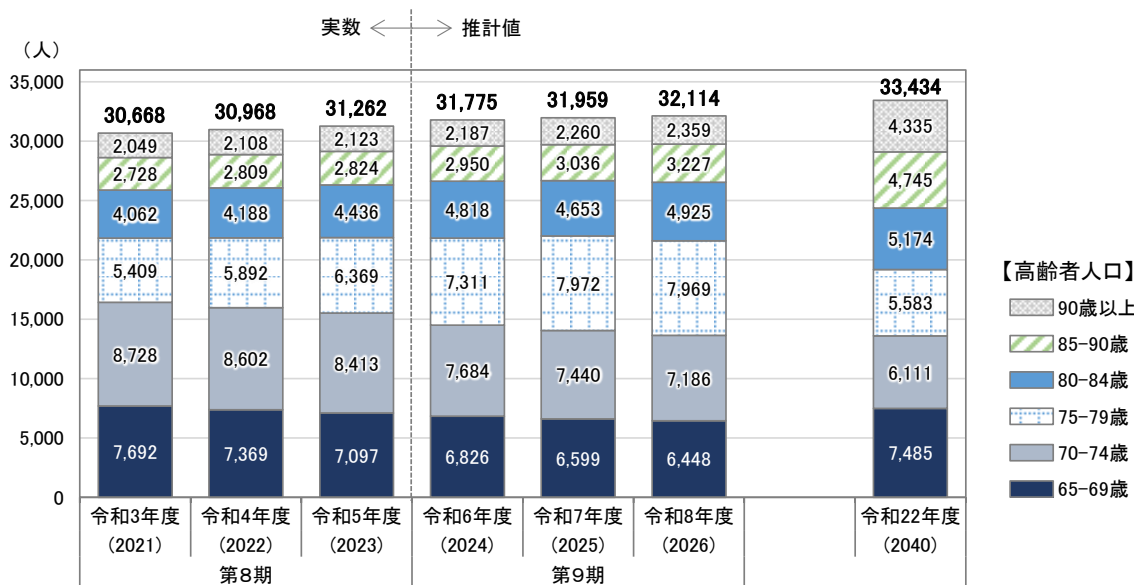
(6) 感染症対策に係る体制整備

第7章 介護保険事業の円滑な運営

1 被保険者数の推計

令和6年度からの被保険者数の推計については、糸島市独自の推計及び『第2期まち・ひと・しごと創生糸島市人口ビジョン』に合わせ、以下のように設定しました。

【被保険者数の推計（年齢階層別）】

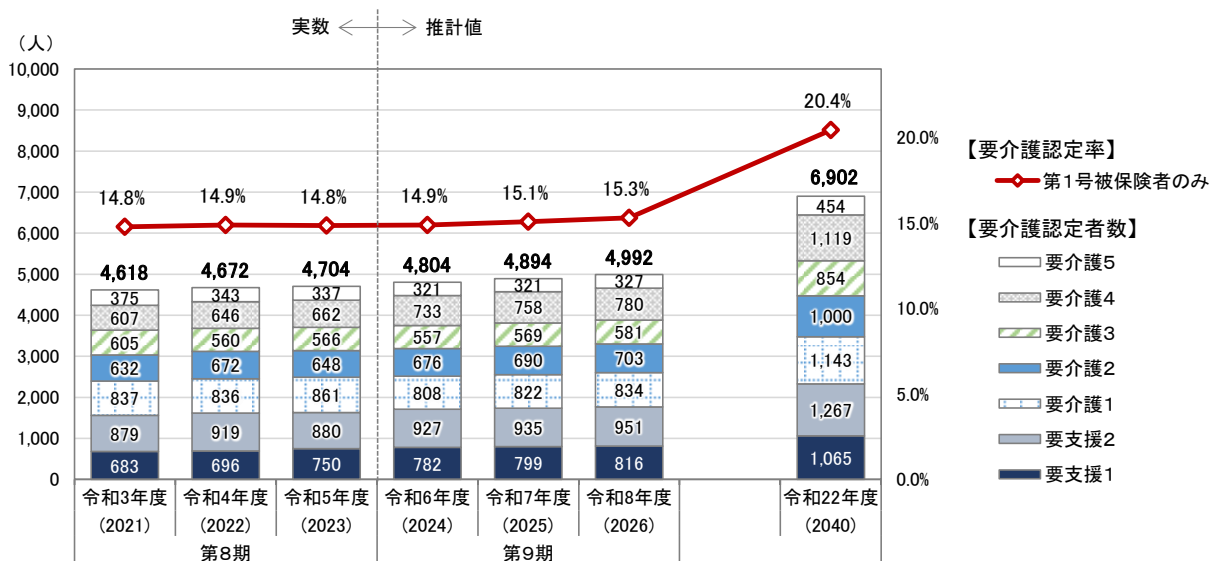


注：令和5年度までは住民基本台帳（各年9月末）、令和6年度からは糸島市独自の推計及び「第2期まち・ひと・しごと創生糸島市人口ビジョン」の将来展望をもとに設定

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者の推計については、被保険者の将来推計結果及び本市の要介護認定者の出現率を加味し、次のように推計しました。

【要介護認定者数の推計（要介護度別、2号被保険者を含む）】



注：令和5年度までは介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）、令和6年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計総括表をもとに作成

3 保険給付費の見込額

注：端数処理の関係で、合計は内訳の総和と一致しない場合があります。

(単位：千円)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計
標準給付費見込み額	8,224,240	8,384,988	8,486,659	25,095,887
総給付費	7,796,646	7,949,383	8,033,253	23,779,282
介護サービスの総費用(要介護1-5)	7,339,467	7,484,770	7,560,932	22,385,169
居宅サービス	2,770,835	2,797,202	2,819,304	8,387,341
地域密着型サービス	1,326,267	1,427,339	1,461,794	4,215,400
施設サービス	2,930,580	2,944,809	2,961,214	8,836,603
居宅介護支援	311,785	315,420	318,620	945,825
介護予防サービスの総費用(要支援1・2)	457,179	464,613	472,321	1,394,113
介護予防サービス	377,934	384,060	390,140	1,152,134
地域密着型介護予防サービス	19,071	19,675	20,732	59,478
介護予防支援	60,174	60,878	61,449	182,501
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	208,140	212,039	220,705	640,884
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	187,820	191,339	199,158	578,317
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,900	27,404	28,524	82,828
算定対象審査支払手数料	4,734	4,823	5,020	14,576
審査支払手数料支払件数	110,093件	112,155件	116,738件	338,986件

4 地域支援事業費の見込額

注：端数処理の関係で、合計は内訳の総和と一致しない場合があります。

(単位：千円)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計
地域支援事業費総額	524,757	527,428	530,125	1,582,310
介護予防・日常生活支援総合事業	307,423	310,094	312,791	930,308
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	158,894	158,894	158,894	476,682
包括的支援事業(社会保障充実分)	58,440	58,440	58,440	175,320

5 保健福祉事業費の見込額

介護予防や介護者支援など、保険者独自の取組で、保険料を財源に行う事業

(単位：千円)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計
保健福祉事業	22,261	22,636	22,636	67,533
介護職員資格取得等支援事業	1,625	2,000	2,000	5,625
介護用品給付サービス事業	20,636	20,636	20,636	61,908

6 介護保険サービスの基盤整備

「看護小規模多機能型居宅介護」1か所を整備し、介護サービスと看護の一体的な提供による医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

7 介護人材確保に向けた取組の推進

- (1) 介護人材の確保
- (2) 介護現場の業務の効率化

8 介護保険事業の適正な運営

- (1) 介護サービスの質の向上
- (2) 利用者・介護者への支援
- (3) 介護給付の適正化

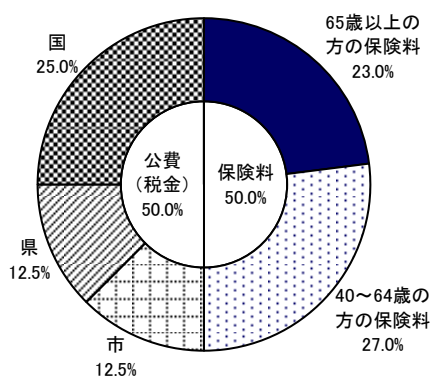
第9期介護保険料の設定

1 介護保険の財源

◆ 介護保険給付費の財源内訳

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費（税金）で負担します。第9期計画期間（令和6～8年度）においては、65歳以上の方（第1号被保険者）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

【介護保険給付費の財源内訳】
（在宅サービスの場合）



（施設サービスの場合：国20.0%、県17.5%）

◆ 地域支援事業費の財源内訳

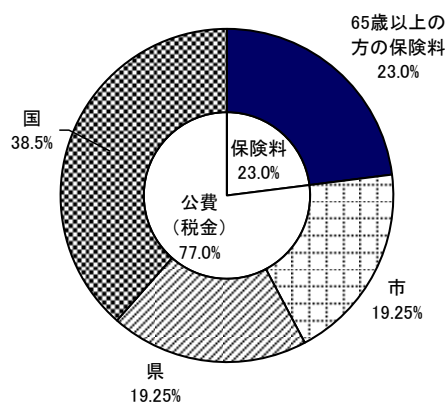
<介護予防・日常生活支援総合事業>

左の介護保険給付費（在宅サービスの場合）と同じです。

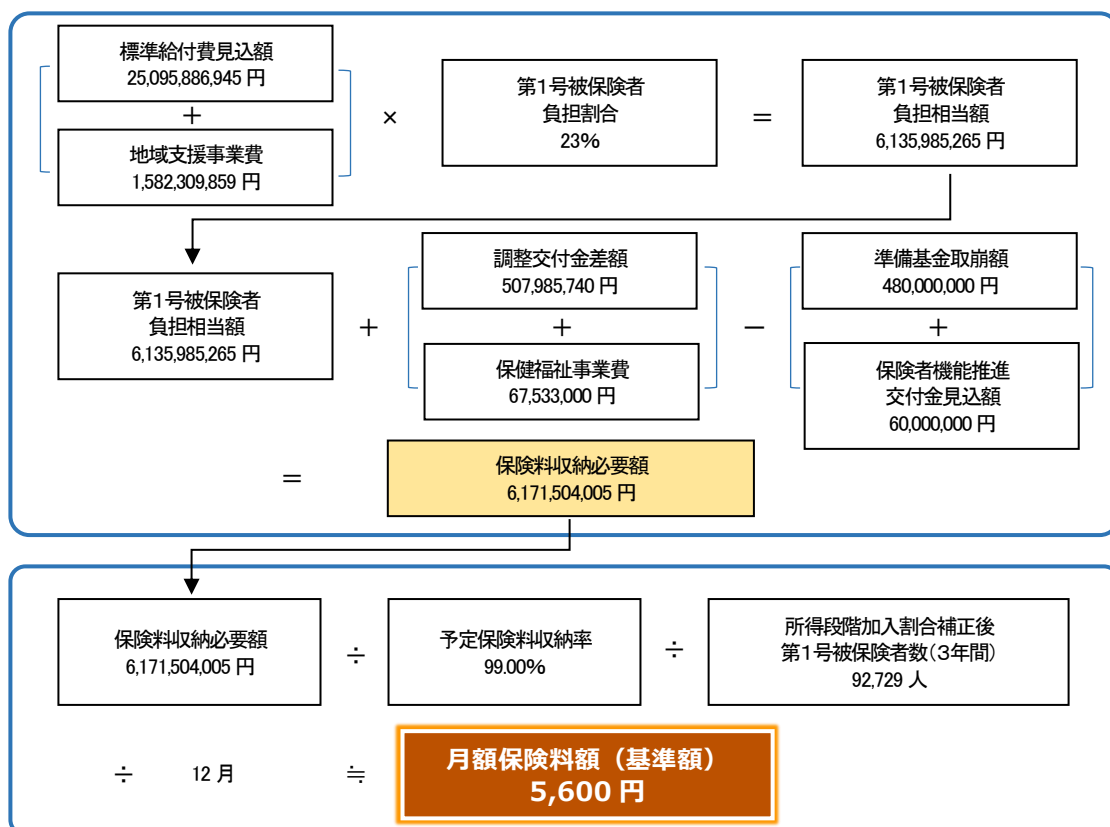
<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料として負担いただき、77%を公費で負担します。

【地域支援事業の財源内訳】
（包括的支援事業及び任意事業の場合）



2 介護保険料の決まり方



3 所得段階別の保険料及び基準額に対する割合

第9期保険料基準額 年額 67,200円 月額 5,600円

課税状況	所得段階	対象者	基準額に対する割合	第9期保険料		
				年額	(月額)	
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	※0.285	19,150円	(1,595円)	
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の者	※0.485	32,590円	(2,715円)	
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	※0.685	46,030円	(3,835円)	
課税世帯	本人非課税	第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	0.90	60,480円	(5,040円)
		第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で上記以外の者	1.00	67,200円	(5,600円)
	本人課税	第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満の者	1.16	77,950円	(6,495円)
		第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上210万円未満の者	1.33	89,370円	(7,447円)
		第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.65	110,880円	(9,240円)
		第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.95	131,040円	(10,920円)
		第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	2.00	134,400円	(11,200円)
		第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.05	137,760円	(11,480円)
		第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.25	151,200円	(12,600円)
		第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上820万円未満の者	2.30	154,560円	(12,880円)
		第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が820万円以上の者	2.40	161,280円	(13,440円)

※低所得者の保険料軽減対策として、第1～第3段階については消費税による公費が投入されています。

(参考)過去の保険料基準額(月額)

第6期 (平成27～29年)	第7期 (平成30～令和2年)	第8期 (令和3～5年)
5,320円	5,810円	5,810円

● 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための令和12年までの開発目標です。令和12年を期限として、17の開発目標を掲げ、国際社会全体の課題として取組を進めています。

長期総合計画においても施策の展開にSDGsの目標を設置しています。本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、SDGsの目標から、3「すべての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の3つを挙げ、本計画を推進していきます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

令和6年3月

糸島市健康福祉部 介護・高齢者支援課

TEL：092（332）2070